

ハッピーメール

HAPEE MAIL

Hiroshima international Access and Promotion center for Economic Exchange

公益財団法人ひろしま産業振興機構
国際ビジネス支援センター

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47
TEL: 082-248-1400 FAX: 082-242-8628
HP: <http://www.hiwave.or.jp/purpose1/international/>

本誌掲載記事・写真の無断転載を禁止します。

ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。

国際ビジネス支援センターでは上海事務所のほか海外ビジネスサポーターを10都市に開設し、現地レポート紹介や県内企業の海外ビジネスの支援を行っています。

今月は、4月1日からインドネシア・ジャカルタビジネスサポーターの割石俊介さんをご紹介します。

インドネシア ビジネスサポーター 割石 俊介

自己紹介 割石 俊介

ジャカルタのビジネスサポーター割石です。広島市安佐北区で高校までを過ごしましたが、社会人になってからは日本より海外のほうが長くなりました。これまで台湾・上海・イギリス・ミャンマー・インドネシアで計12年を過ごしています。



現在の職場では、会計・税務を中心に新規進出や組織再編、M&Aなど幅広い側面で日系企業を支援しています。インフラや制度面で改善の余地が大きく、日系企業は様々な課題に直面していますが、若い世代が中心の2億5千万人の市場は中長期的に外せないマーケットであると思います。

インドネシアは2度目の駐在で満6年が過ぎましたが、変化が激しいためちょっと油断しているといろんなことがすぐに旧聞になってしまいますので、分かったつもりにならずに各種動向をしっかりウォッチしていきたいと思っています。

会社概要

PwC Indonesiaでは約1600名のメンバーが監査、税務、アドバイザリー、コンサルティング業務に従事しており、現在9名の日本人が駐在し日系企業への各種アドバイスを提供しています。過去5年ほどは新規進出に関する業務が多かったですが、進出ブームも一息つき、現在は事業再編や株式売却やコストダウンや内部統制の強化など、業務の見直しや足場固めに関する相談が増えています。業種柄季節性はありますが、特に若いスタッフは遅い時間まで残って熱心に働いています。そんな彼らの人気夜食メニューがオフィスのそばにある吉野家です。日本に関する関心は高く、みんなドラえもんを見て育ちました。日本企業を担当できることは彼らの誇りになっており、家族に自慢しているようです。

インドネシア ジャカルタ こんな国こんな都市

ジャカルタ名物と言えば世界最悪クラスの渋滞です。スカルノ・ハッタ空港からジャカルタ市内まで移動する間に、シンガポールまで飛行機で行けてしまうとよく冗談で言いますが、ひどいときはクアラルンプールくらいまで行けてしまいます。そんな中でも人々はたくましく生活をしていて、最近はスマホのアプリを活用したバイクタクシーや買い物代行サービスなども出てきました。こうしたサービスはどんどん増えていくことでしょう。インドネシアの景気は踊り場を迎えつつありますが、人々の持ち前の明るさとたくましさがあれば、きっとまた次なる成長のステージに乘れると思います。



MRTの工事が進むジャカルタ市中心のスティルマン通り
(Jakarta Globe より)



港はキャパシティオーバー。新しい港の建設が切望されている。
(Jakarta Globe より)

※ 現地の経済関連情報の収集提供、展示会等への出展協力、ビジネスマッチング及び便宜供与などを行っています。現地におけるアテンドに必要な経費は有料となる場合があります。

～詳しくは国際ビジネス支援センターまで～

CONTENTS	
ビジネスサポーターのご紹介	
インドネシア・ジャカルタ ……………	1
海外レポート	
ジャカルタ「労働力『輸出』の方向転換」 ……	2
シンガポール「シンガポールとマレーシアを 結ぶ高速鉄道」 ……	3
ニューヨーク「国別在留邦人、日本企業推移」…	3
大連「広州交易会への出展」 ……………	4
チェンナイ「非居住者への支払にかかる 日本法人 PAN 取得要件の動向」 …	5
重慶「日本の技術」 ……………	6
バンコク「プラユット劇場」 ……………	6
ハノイ「ベトナム輸入関税の引き下げと その他の動向」 …	7
台北「台湾の日本食品輸入禁止」 ……………	8
ホーチミン「ベトナム農業関連分野に ビジネスチャンスあり？」 …	9
上海「有名観光地から地方の穴場 スポットへ拡がる訪日観光客」 …	10
中国法律特集（第4回） ……………	11
ハッピーからのお知らせ ……………	12

★★★★★ 海 外 レ ポ ー ト ★★★★★

労働力『輸出』の方向転換

ジャカルタ ビジネスサポーター 割石 俊介

インドネシアの主要な「輸出」産業の一つがメイドさんの派遣であることを皆さんご存知でしょうか。

海外で就労しているインドネシア人数は約400 万人とも言われ、行先は中東、マレーシア、シンガポール、香港、韓国、台湾など多岐にわたります。彼ら・彼女たちが世界中からコツコツと本国に送金する資金は年間 74 億 US ドル（8,880 億円）にもなり貴重な外貨収入源となっています。海外就労者の半分以上が女性で、ほとんどがメイドとして働いています。

ジョコ・ウィドド大統領は5月に入りサウジアラビアなど 21 か国（ほとんどが中東諸国）への派遣を禁止することを発表しました。中東諸国で働いているインドネシア人労働者は 130 万人にのぼるともいわれ、このインパクトは小さくありません。以前より、メイドが虐待の被害者となったり、逆に使用人（の子供）を殺害し死刑になったりするなどの痛ましい事件が発生しており、社会問題、ひいては外交問題になっていましたが、大統領は「国の尊厳に係る問題」として禁止する方針を示していました。そのような中、5月に入りサウジアラビアにて殺人罪でインドネシア人メイドが2名死刑となり、派遣禁止を最終決定しました。この動きにはアジア諸国も注視しています。シンガポール、マレーシア、香港は上記の 21 か国に入っていませんが、過去に虐待事件などで関係がギクシャクしたことがあり、もし将来中止になるよう

なことがあると人々の生活に大きな影響が出ます。

一見、日本と関係のなさそうなこの話ですが、そうでしょうか。少子高齢化で労働者不足が予見される中、日本政府は外国人家政婦の受入を特区で推進したり、外国人介護人材受入を拡充する方向ですので、やがて日本を目指すインドネシア人が大幅に増加する可能性もあるかもしれません。日本の一般家庭ではメイドを直接雇用するというのは現実的ではないかもしれませんが、家事代行やベビーシッターなどのサービスが徐々に増えているのを見ると、やがてそうした業務のスタッフとしてインドネシア人が雇用されるケースも増えるかもしれません。また、建設現場のワーカーについても大変大きな需要があり、男性にも大きなチャンスがあります。宗教・文化・習慣が異なりますので、適切なマッチングや研修や来日後のケアなどのさまざまな場面で官民によるサポートが必要になるでしょう。「行くなれば日本に行きたい」と思ってもらえるようでありたいものです。

もっとも、国内の賃金水準が今後も継続して上がっていけば、紹介料や渡航費を払ってまで海外に行く必要性は徐々に低下してくることでしょう。また、貧富の格差が大きいインドネシアでは、中間層以上はメイドを雇っていることが多く、中間層がさらに増えれば彼らの雇用も増えます。将来はインドネシア人メイドの争奪戦が内外で起こることになるのでしょうか。



ジャカルタのショッピングモールでよく見かける光景。メイドさんは地方出身で住み込みで働いている人も多い。（筆者撮影）

We have identified a preferred coastal alignment from Kuala Lumpur to Singapore



シンガポールとマレーシアのクアラルンプール(KL)を結ぶ全長 350 キロメートルの高速鉄道の建設構想に両国が同意したのは 2013 年ですが、このほどようやく、シンガポール側の発着駅の場所が島内西部のジュロン・イースト地区に決まりました。利便性を考えれば、市内中心部におくのがいいのですが、建設コストや建設技術上の問題を勘案しての決定です。郊外とはいっても、ジュロン・イーストにはオフィスビルも立ち並び、ここ数年で複数のショッピングセンターも開業。住宅も多く、郊外の中心地として開発が進んでいます。高速鉄道駅の建設で、「副都心」としての発展が期待されます。マレーシア側ではすでにクアラルンプールのバンラ・マレーシア、セレンバン、マラッカ、ムア、バトゥパハ、ヌサジャヤという 5 カ所が停車駅になる予定です。完成は当初 2020 年の予定でしたが数年先送りになるようです。プロジェクトの規模が大きく、調整を要する案件が多いこと

がその背景。年末までに新たな日程で合意して実施に取り組む見通しです。

受注競争は既に開始

完成予定が延びた高速鉄道ですが、受注競争は既に本格化しているようです。報道によれば、マレーシアの MMC コープ、JR 東日本、住友商事が入札参加に向けたコンソーシアムの設立で最終協議段階にある他、国際協力銀行もマレーシアの輸出入銀行に共同融資を持ちかけているといわれています。一方、中国の中国鉄建と中国南車(CSR Corporation)とのコンソーシアムは、コストで優位、また工期も 2 年で完成できると、強気のようです。その他、フランスのアルストム、ドイツのシーメンスも虎視眈々とビジネスチャンスを狙っています。

高速バス、LCC との棲み分け

完成すればシンガポールから KL まで 1 時間半。飛行機なら 40~50 分ですが、搭乗手続きやクアラルンプール市内から空港までのアクセスを考えると、トータル時間では高速鉄道に軍配があがります。しかし、格安航空の参入で下落している航空運賃、さらに 4 時間かかるとはいえ、片道 50 シンガポールドル(4500 円)弱の高速バスなど競争も多い路線。東京一大阪間と同じような運賃では利用者は増えないでしょう。片道 200 リンギ(約 6600 円)という案も出ているようですが、建設費やオペレーション費を賄えるのでしょうか。日本の新幹線と同じように快適で安全な高速鉄道が運航されれば、ぜひ利用したいですが、その判断ができるのはまだ少し先のことになりそうです。

外務省が毎年海外在留邦人の統計をまとめています。各国の領事館に在留届を出している人、アンケートに答えた会社だけが対象ですが、この推移を見ると、日本人や日本企業の海外での動向がわかります。最新のものは 2013 年 10 月にまとめられたもので、海外に住む日本人総数は 125 万 8 千人、前年より 0.7% の増加。また過去 5 年間で 11% (12 万 6 千人) 増加しています。上位 5 カ国の順位はアメリカ、中国、オーストラリア、英国、カナダ、と変わらないものの、中国における在留邦人が 10% (15000 人) 以上も減少しています。地域的には北米に 38%、アジア 29%、西欧 15% でこれら 3 地域で 8 割を占め、この順序は昭和

60 年以来変わっていません(表 1 参照)。

次にこれを企業統計でみてみましょう。海外に進出している日系企業は 2013 年 10 月時点で 6 万 3777 拠点で、前年比 4.9% の増加です。また地域別に見ると、アジアが日系企業全体の 70% を占め、平成 17 年以降一貫して 1 位です。次が北米で 12%、西欧 8% で、これら 3 地域で 9 割を占めています。アジア地域で特に現地の従業員を多く雇用している事実がうかがえます。アジアの中でも中国が全体の 49.6% を占め、次が米国の 11.3%、3 位がインド(3.9%)、タイ(2.5%)、ドイツ(2.5%)、インドネシア(2.3%)、マレーシア(2.2%)、ベトナム(2.1%)、フィリピン

ン、台湾、英国と続きます。インドは、平成17年の統計調査開始以降、日系企業（拠点）数が年々激増し、国別順位が第3位にあがりました（表2参照）。中国では日本人総数が減少したものの、企業

は601拠点増えています。反対にオーストラリア、ロシア、台湾では日系企業数は減少しました。日系企業の進出はインド、マレーシア、ベトナムなどが勢いを持っているようです。

表1 国（地域）別在留邦人数上位10位推移

順位	平成25年10月1日現在			平成24年10月1日現在			平成23年10月1日現在			平成22年10月1日現在		
	国(地域)名	在留邦人数	前年比	国(地域)名	在留邦人数	前年比	国(地域)名	在留邦人数	前年比	国(地域)名	在留邦人数	前年比
1	米 国	412,639	+0.41%	米 国	410,973	+3.28%	米 国	397,937	+2.44%	米 国	388,457	+1.05%
2	中 国	135,078	▲10.19%	中 国	150,399	+6.72%	中 国	140,931	+7.14%	中 国	131,534	+3.34%
3	オーストラリア	81,981	+4.22%	オーストラリア	78,664	+5.34%	オーストラリア	74,679	+5.40%	オーストラリア	70,856	▲0.22%
4	英 国	67,148	+3.19%	英 国	65,070	+3.27%	英 国	63,011	+1.42%	英 国	62,126	+4.53%
5	カナダ	62,349	+0.80%	カナダ	61,854	+8.72%	カナダ	56,891	+4.51%	ブラジル	58,374	▲2.10%
6	タ イ	59,270	+6.54%	ブラジル	55,927	▲1.48%	ブラジル	56,767	▲2.75%	カナダ	54,436	+2.92%
7	ブラジル	56,217	+0.52%	タ イ	55,634	+11.31%	タ イ	49,983	+5.78%	タ イ	47,251	+3.16%
8	ドイツ	37,393	▲3.48%	ドイツ	38,740	+5.65%	ドイツ	36,669	+2.64%	ドイツ	35,725	▲3.34%
9	韓 国	36,719	+8.49%	フランス	34,538	+18.59%	韓 国	30,382	+4.53%	韓 国	29,064	+2.63%
10	フランス	32,579	▲5.67%	韓 国	33,846	+11.40%	フランス	29,124	+7.79%	フランス	27,020	▲12.69%

表2 国別日本企業数上位5位推移

順位	国名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
1	中 国	14,636	10,758	25,764	29,199	29,876	29,959	33,420	31,060	31,661
2	米 国	5,427	5,304	5,460	5,639	6,139	6,207	6,792	6,899	7,193
3	インド	340	462	581	810	1,049	1,228	1,428	1,713	2,510
4	タ イ	1,257	1,262	1,344	1,356	1,366	1,370	1,363	1,469	1,580
5	ドイツ	1,259	1,227	1,292	1,344	1,444	1,437	1,446	1,527	1,571

（いずれも外務省領事局政策課作成資料）

広州交易会への出展

大連 ビジネスサポーター 劉 瑛

第117回広州交易会が5月5日に終了しました。4月15日に第1期展示が始まり、第3期展示まで大連から800ブース余りの出展がありました。この展示会への出展は、企業自身が直接主催者に申請するのではなく、各地方政府がブース全体を管理して、企業の要望に応じて割り当てます。以前は日程が分割されていなかったため、国営貿易会社でもブースが十分にもらえず、どの担当者を行かせるか、管理者にとっては頭の痛い問題でした。今は3期に分かれたことで面積が3倍となったとも言えます。しかしながら、有力企業は既に販売ルートを開拓しており、また海外への直接出展などにより自社商品のPRルートが広がっていることもあり、以前と比べブースを希望する企業が少なくなっています。そのため、個人企業であっても基本的には出展を希望すればブースがもらえます。

最近では、展示分野によってはブースが余ってしまうケースも出てきました。企業の話によると、広州交易会では、来場するバイヤーが基本的に決まっています。中国各地のサプライヤーが広州一箇

所に集まるため、新しいサプライヤーを開拓するよりも、効率よく翌年の注文を決めるという外国業者が多いそうで、市場拡大の意味が薄れています。中国のサプライヤーにとっても、新しいデザインを披露して、今までのお客さんとの繋がりを固めることが主目的となっているとも言えます。そういう意味では、「中国製品」の新たな傾向を把握するには、広州交易会を視察するのが効率的とも言えます。

大連の2014年度輸出総額は1860.1億人民元で、前年比20%減少し、輸出企業が苦しい状況に落ち込んでいます。国際市場が低迷すると同時に、労働賃金のコストアップや、人民元上昇も重なり、注文があっても利益が出ないだけではなく、受注しても赤字になるため断るしかないケースも多くなっています。輸出だけではなく、同じ分野の外国商品を輸入して中国国内の販路も開拓したり、貿易だけではなく、工場も作って独自のデザインで独占商品を開発することで利潤を確保したりと、いろいろ工夫をしています。低価格でロットの大きい商品を輸出している業者は、協力工場が中国

からベトナムへ進出したことに伴い、エージェントとしてベトナムの工場から商品を仕入れて日本

へ輸出するなど、輸出企業も各自経営転換して苦闘しています。

非居住者への支払にかかる日本法人 PAN 取得要件の動向

チェンナイ ビジネスサポーター 田中 啓介

今回は、日本－インド間の国境を越えた国際取引の中で、インドから日本（非居住者）への支払をする際に気を付けるべきポイントについてご紹介したいと思います。

日系企業や日本の親会社はインド企業やインド子会社に対して、概ね何らかのサービスや物品を提供／輸出しています。今日はサービスの提供の部分にフォーカスしたいと思いますが、例えば、技術支援や営業支援のためにインドに出張者を派遣したり、日本企業の技術やノウハウ等をインドに供与したり、インド子会社の経営管理サポートを実施したりしています。つまり、当然のことながら、日本企業はインド企業や子会社に対して人的役務提供報酬やロイヤリティ、管理報酬、貸付利息などを請求します。これらの請求に対する支払が「インド国内から非居住者への支払」に該当するわけですが、これらの国際取引を適切に処理するためには、インド国における国内法と判例に基づいたその解釈、そして、日印租税条約との関連性に対する理解がとても大切です。

具体的に注意すべき 3 つのポイントを以下のとおり 3 回の連載でご紹介したいと思います。

第 1 回「日本法人が取得すべき PAN および TRC について」

第 2 回「インドから日本への支払時に準備すべき書類について」

第 3 回「日本法人がインド税務当局に申告すべき事項」

第 1 回「日本法人が取得すべき PAN および TRC について」

インドから日本へ支払を行う際に、日印租税条約（DTAA）に規定された軽減税率 10% を適用するためには、日本法人が PAN および TRC を取得する必要がある、というのが現状の定説となっています。PAN とは「Permanent Account Number」の略語でインド国内税務番号のことを指し、TRC とは「Tax Residency Certificate」の略で居住者証明書のことを指します。

さて、上記の要件が規定されているのは、主にインド所得税法第 206AA 条と第 90 条 2 項、そして、所得税法第 90A 条。所得税法第 206AA 条の規定によると、課税所得の支払を受ける者が、支払者に対して PAN 番号を提示しない場合には、20% の税率、または、関連法に規定された現行税

率のいずれか高い方の税率に基づき源泉所得税（TDS）を徴収することが義務付けられおり、所得税法第 90 条 2 項の規定においては、納税者は、租税条約と国内法で、どちらか有利な方法を優先的に適用することができる、とされています。

TRC は 2012 年 4 月から導入された新しい要件ですが、これは日本国の所轄税務署が発行する居住者証明書で、その証明期間には注意が必要です。つまり、将来の一定期間を含む証明書の発行がされれば理想的ですが、過去の一定期間のみを証明するものである場合には、インドから日本への送金の都度毎回 TRC の発行依頼を行う必要があります。また、2013 年 4 月から導入された Form 10F というフォーマットに従った一定の情報を整備しておくことも求められます。

なお、先月 2015 年 4 月にブネの地方裁判所（Tribunal）において興味深い判決がなされました。「え？ そうなの？」と思わず拍子抜けしそうな内容ですが、簡単にご紹介をするとこんな感じです。インド国内から非居住者に対して様々な支払を行っていたある企業が、支払先である非居住者の PAN 番号を取得していなかったにもかかわらず、租税条約に規定される軽減税率を適用していた、としてインド税務当局から本来適用すべき高い税率と租税条約の軽減税率との差額部分に対して追徴課税を受けたことによる税務訴訟です。すでにご紹介したとおり、所得税法第 206AA 条の規定によると、課税所得の支払を受ける者が、支払者に対して PAN 番号を提示しない場合には、20% の税率、または、関連法に規定された現行税率のいずれか高い方の税率に基づき源泉所得税（TDS）を徴収することが義務付けられています。判決内容によると、この規定は非居住者に対しては適用されることはなく、所得税法第 90 条 2 項が優先されるために、PAN 番号の提示がなくても納税者は租税条約に規定される有利な税率を適用することが認められる、という判決を下したことになります。

本件はあくまで一地方の裁判所の判決例であるにすぎず、高等裁判所や最高裁判所において判決が下されない限りは一定の信頼性の担保さえもなされませんので、いずれにせよ従来通り PAN および TRC の取得が必要との理解で当面は対応すべきであることは間違いなさそうです。

中国の世界第2位の経済大国への発展に伴って、諸外国への観光、爆買、観光マナーの悪さがメディアで報道されていますが、昨今の内陸政府において諸外国での悪評よりも深刻な問題となっているのが、老人福祉社会と環境問題です。



広島県と四川省との環境関連企業交流

5月11日～14日の日程で、広島県商工労働局イノベーション推進チーム及び広島県内の環境関連企業3社と、

四川省環境保護庁及び環境関連企業との交流事業が実施され、その一環として、技術合作のための商談会が開催されました。

近年、四川省環境保護局は「汚染防止管理」、「総排出量の削減」、「生態保護」、「環境安全」を中心とした施策を推進しております。そのため環境保護産業が内陸でも急速に拡大中で、2004年には363社であった関連企業数が、2010年には1,466企業にまで増加しています。

今回の商談会において、日本の技術の中で最も注目されたのが、空気汚染改善を目的として移転した工場跡地の土壌回復でした。特に農業化学工場の跡地修復が急務となっているにも関わらず放置されたままになっており、二次汚染防止技術の合作が望まれています。

そのほか、農業分野においても環境問題は山積

みのようです。四川省では農業が大変盛んで、人口8,000万人のうち約6,500万人が農業を営んでおり、1.4億ムー（約93,300km²）の耕地で米、豆、イモ類が栽培され、62種類の家畜が育てられていますが、糞の処理をしたい、耕作時に使用する化学肥料に含まれている成分（窒素・リンが50%）の割合を下げたいなどの要望が出ました。

また、富裕層の間では飲料水に対して疑いが持たれており、各家庭約10元～18元/18リットルで飲料水を購入しているにも関わらず、それを生水で飲むことを不安視しています。こういった背景もあって、日本からの技術指導と部品調達をもとに成都で蛇口直結型浄水器の製造をしたいと考えており、提携企業を紹介して欲しいという依頼も、成都市の大手企業から届いております。

今ではドイツ製・台湾製・シンガポール製のカセット型浄水器を取り付ける家庭も非常に多くなりました。因みに、1年に一度のフィルター交換が必要となりますが、フィルターの価格が高価なこと、メンテナンス企業の統一が取れていないなどの理由から、フィルター交換はほとんど行われていないのが現状です。



汚水処理工場視察

プラユット劇場

バンコク ビジネスサポーター 富永 勇三

タイでは今、Section44なる数字が新聞紙上に賑わっています。これは、昨年7月に公布された暫定憲法の44条で、首相に大きな治安権限（絶対権）を与えるというものです。政府は諸外国より不評を買っていた戒厳令をようやく解除しましたが、その見返りとしてプラユット首相がこの44条を盾に今後も反政府活動があれば強硬に取り締まる事を述べているため、米国、EU、国連の関連部署より、また一部タイのメディアよりも批判や懸念の声が上がっています。

プラユット首相は、悪意を持っている者には脅威だが過半数を超える市民は支持している事を強調、一歩も引かぬ気構えです。我々を取り巻く人々も、目下の暫定政権を支持、むしろ懸念は、一年後に総選挙が予定されている中で、どの党の誰に首相をお願いするのか、その適任者の姿が浮かび上がっていない点であり、目下の暫定政権が更に継続する事を希望する声が多いのが事実です。

このようなタイの過半数を超える一般市民の声を、何故世界のメディアは発信しないのか、大いに

疑問を感じています。米国、EU、日本等は、自国で問題が山積しているのに、目下の暫定政権で安定低成長、平和、安全を享受しているタイに対し、余計な内政干渉はしないで頂きたいと感じています。

このようなことがあるから、世界の動きとは面白いのかもしれませんが。米国、日本が「制裁を加える」と騒ぐと、中国が急接近し鉄道事業の一部を受注する動きとなり、EUが44条の件で騒ぐと、ロシア首相が急遽来タイし、プラユット首相と会談、今後双方の貿易額を倍増する話で握手するに至りました。プラユット首相は、「自分が困難な事に直面している時に貴方は来てくれた、真の自分の親友である」と持ち上げました。日系メーカーの並々ならぬ努力で育てて来たこのタイを、お粗末な外交でロシア、中国に渡すのですか？と問いたいぐらいの急展開の外交劇でした。

プラユット首相は、恒例である毎週金曜日の演説で、以下のとおり、教育改革及びパートナー諸国との外交的結束、経済連携強化の重要性を説きました。

「国民の発展イコール国家の発展であり、教育が国民の潜在能力を向上させていくのです。私自身も常々改善しなければならないと思っていますが、国民も、自分自身をさらに向上させ、より有益で有用な知識の獲得に努めなければなりません。学校に行き、教育を受け、そして仕事をしますが、倫理や、道徳、モラルを無視し、金儲けだけのことを考えてはいけません。そのような社会的価値観は間違っており、そのような国家に発展はなく、腐敗や汚職が再び到来することになるでしょう。我々は、労働者を求める市場の要求に沿って能力

やスキルを開発、改善し、そしてアセアン経済共同体発足前に我々自身の産業を用意すると共に、大規模、中規模、小規模事業を結合させ、一つの経済圏において混合、調和させていかなければなりません。そして、あらゆる方法をもって、パートナー諸国と、着実且つ安定した経済を築き上げると共に、お互いに協調、支援し合うのです。

事業者はこれらコミュニティに対し責任を持ち、研究者に対する支援や新たなイノベーション創出の機会を与えましょう。相互間の経済的利益強化のために、東南アジアやアフリカ諸国含め、他国との外交的結束や経済連携を増強すべき必要があり、今がその時です。我々はパートナー諸国と共に成長する必要があります。相互繁栄や成功が重要であり、タイが利益を享受する時、我々のパートナーも同様です。中国やインド、韓国、中東、南米、ロシアのように中進、先進国に焦点を定めています。国境や経済特区における貿易価値を継続して高め、そして、タイを、航空産業、ツーリズム、医療産業における中心国としていきます。このプロセスには期間を要しますが、持続的発展を促進する強い経済の土台を築き上げるためにあらゆる努力と支援を惜しみません。」

タイは今、重要な岐路に立っておりますが、憲法改正や民政移管に向けた取組みだけでなく、そのような時だからこそ、さらなる教育改革や他国との結束、経済連携への強化に向けた国家努力を惜しまず、安定し且つ進化した国家へと懸命に舵を切り始めています。

タイが今後どのように生まれ変わるか、筆者も過程を見守りつつ、楽しみにしています。

ベトナム輸入関税の引き下げとその他の動向

2015年2月14日にベトナム財政省は、日本・ベトナム経済連携協定（以下、略称 JVEPA）及び日本・アセアン包括経済連携協定（以下略称 AJCEP）に基づき、2015年～2019年に適用する日本からの優遇輸入関税率を公布しました。これらの関税率はいずれも2015年4月1日より適用されます。

2015年4月1日より日本から輸入する品目に対し関税率がゼロとなる対象品目は約3,000強に上り、関税率ゼロとなる品目はプラスチック原料、化学品、機械設備、部品、コンピューター、電子製品、繊維原料、皮革原料、医薬品等です。その他の品目については、段階的に関税率の引き下げを行うこととなっています。

ハノイ ビジネスサポーター 中川 良一

注意すべき点は、JVEPA に基づく関税率と AJCEP に基づく関税率は必ずしも同じではないことです。例えば、日本からプラスチック製メガネフレーム（HSコード90031100）及びサングラス（HSコード90041000）をベトナムに輸出した場合、貿易協定別による関税率は下記のとおりです。

商品名	適用貿易協定	15年度	16年度	17年度	18年度
プラスチック メガネフレーム	AJCEP	3%	2%	1%	0%
	JVEPA	4%	3%	2%	1%
サングラス	AJCEP	10%	9%	8%	6%
	JVEPA	7%	5.5%	4%	2%

注記：適用年度：4月1日から翌年3月31日

JVEPA に基づく関税率が低い場合もあれば、AJCEP に基づく関税率の方が低い場合もあります。どちらの関税率で通関申告をすればよいか、事前に関税率を調べる必要があります。

JVEPA は 2008 年 12 月 25 日に締結され、2009 年 10 月 1 日より有効となり、同協定に基づきベトナムは 2025 年までに日本から輸入する 8,548 品目に対し関税をゼロに引き下げることとなっています。

アセアン自由貿易協定に基づき 2015 年～2018 年を適用期間とするベトナム輸入特別関税率（略称 ATIGA 関税率）も 2014 年 11 月 14 日に公布されました。ATIGA 関税率は 2015 年 1 月 1 日より有効となっております。2015 年の時点に 1 万品目のなかに約 9 千品目（全品目の 90%）の関税率がゼロとなっています。2018 年には関税ゼロの品目はさらに増え、全体の 97%にのぼります。乗用車の輸入関税率は 2015 年 50%、2016 年 40%、2017 年 30%を経て 2018 年に 0%になります。上記の例ですが、アセアン各国からプラスチックメガネフレームやサングラスをベトナムに輸出した場合は、輸入関税がゼロとなっています。

また 2015 年 5 月 5 日にベトナムと韓国との間に自由通商協定（以下、略称 VKFTA）が締結されました。VKFTA は貿易、サービス（通信、金融、人的移動）、投資、知的財産、衛生・検疫、原産地規則、通関等を広範にわたりカバーするものです。ベトナムの新聞報道によれば、VKFTA の発効により韓国がベトナムから輸入する農産品等

を含めて、全品目の約 95.4%が対象となります。韓国にとってセンシティブな品目、例えば、にんにく、生姜、蜂蜜なども関税引き下げの対象に含まれています。今後、韓国向けベトナム産品の輸出が促進されるものとベトナム関係者は期待しています。

ベトナム商工省ホアン大臣によれば、2015 年内にもベトナムと EU 及びベトナムとロシア・ベラルーシ・カザフスタンとの間で自由通商協定を締結する見込みです。

ドンの切り下げ

さらに、5 月 7 日にベトナム国家銀行は対米ドルベトナムドンの公定レートを 21,485 ドンから 21,673 ドンに切り下げました。今回のドン切り下げは 2015 年に入ってから二回目であり、ベトナム産品の輸出促進政策の一環として行われました。

各国との FTA 締結は、年々拡大しており、これによりベトナム製品の競争力は、非常に高くなってきています。また通貨においても、毎年ベトナムドンの切り下げが行われており、さらに輸出産業の優位性が高まっています。昨年より、多くの台湾企業、中国企業によるベトナム進出が見られ、また一時下火になっていた日系縫製企業の進出も復活しました。

これらは、上記の為替の優位性および FTA 締結による関税引き下げ、そしてベトナムが TPP 加盟国であり、年内締結が見込まれること等が進出の大きな要因となっており、今後も輸出型企業の新規参入が続くものと見込まれています。

台湾の日本食品輸入禁止

台北 ビジネスサポーター 皆川 榮治

先月に引き続き、台湾の日本食品に対する規制強化についてご報告いたします。

本問題は元来、東日本大震災の後の原発事故から派生した放射能被害に対する台湾側の食品輸入規制として国民的立場からの台湾の防衛的性格を持つ事案であったのですが、現在の状況では台湾政府が対日本向けの強硬姿勢を国内向けに打ち出したが為に、問題が複雑化してきた感があります。

3 月 24 日衛生福利部食品藥物管理署(TFDA)は放射能被害によって輸入を禁止している福島県及び関東 4 県(茨城、群馬、栃木、千葉)産の食品が東京産等と偽って表示されていると発表し、同時にデパート、スーパー等に対し回収を命じました。

また同時に TFDA は翌日、国内の輸入管理強化

を求める声に答え、日本政府が発行する産地証明などの提出を 6 月末までに輸入業者に義務づける方針を示しました。

これを受け TFDA 姜郁美署長は 28 日、日本からの輸入食品に対する検査率を現行 5%から 100%に引き上げ全数検査とする旨発表し、一層の規制強化を指示する姿勢を表明することになりました。

政権末期になって馬政権にとってもこういう強い姿勢を示すことが国民からの支持向上に繋がると読んだふしもありますが、元来「産地の偽装表示」等の問題を大きく取り上げた所から問題が大きく展開し過ぎた感が免れません。

「産地」と一口に言っても一体食品のどの部分

を指して産地と言うのか、分かりにくいところがあり、台湾側の「産地」に関する規定も定かでなかった点があり、本社所在地と製造者の出荷工場記号が一致していないなど、偽装表示とは言えない事例が多過ぎる為、問題が複雑化し過ぎた感があります。

これを受けて TFDA は規制強化を更に強め、4月 16 日には日本側の産地証明及び放射能汚染のサンプル検査証明を求め、虚偽表示問題が解決するまでは 5 月 15 日から日本製食品の輸入禁止措置を講ずる旨発表しました。

それを受け、日本側は実際 5 月 15 日に至るまで諸証明提出の対策に追われましたが、15 日に至り毎日 TFDA への通関時に厳密な書類による審査を受け、ほぼ 90%以上の合格を受けるに至っています。

ます。

この間の事情を交流協会花木副代表にインタビューしたところ、現在の基準ではkg当り 100 ベクレル以下の要求基準に対し輸入食品の大部分が無検出であり、一部分 4~5 ベクレルの事例もあるが、基準値は満たしているとのことであり、また従来のサンプル検査 69,000 件のチェック結果でも全数合格しているので、5 月 15 日以降も合格は心配ない様です。事実現状では上記の通り 90 数%が書類検査のみで合格しています。但し冷凍魚など一部数%の事例で書類の不備があり、合格していない為、輸入ストップされているものが出ていたとのことでした。輸入禁止で一時は大きな問題化するところでしたが、諸般の努力で輸入禁止は回避されそうな雲行きです。

ベトナム農業関連分野にビジネスチャンスあり？

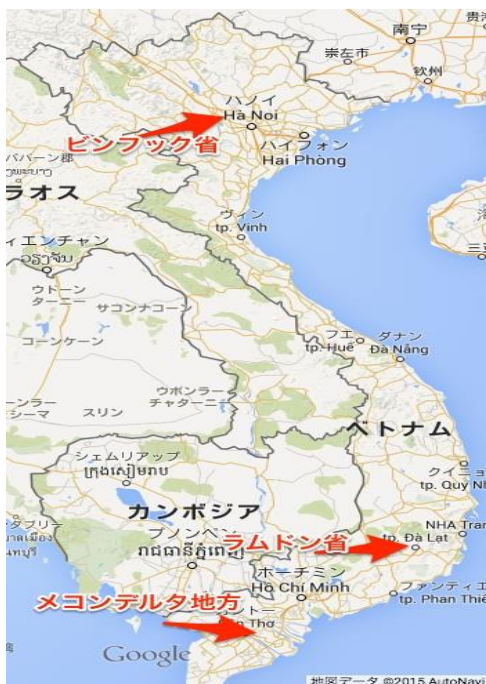
ホーチミン ビジネスサポーター 石川 幸

2015 年 1 月~4 月末までにライセンスが認可された日本企業は 88 件と今年も日系企業のベトナムへの積極的な投資がみられます。

人口が 9,000 万人を超え平均年齢が 28 歳と若いことから、これまでは縫製業など労働力集約型製造業の加工拠点として、また近頃は、市場として飲食店などのサービス産業への注目も集めるようになったベトナム。ですが、まだ他にも日系企業のビジネスチャンスの可能性がある分野があります。それは農業関連分野です。

実はベトナム人口 9,000 万人のうち、50%弱は農業関連従事者、しかし農業関連分野の GDP はベトナム全体の GDP からみて約 20%にしかならないという統計がでています。これらのことから、農業関連従事者の所得は他の業界からみても低いと考えることができます。一方で農業関連従事者の所得が増えれば、ベトナムのさらなる発展が期待できると考えることもできます。

そこで日系企業が持っている農業に関連するハイテク技術やノウハウで効率化をはかり、商品に付加価値をつけることでベトナム農業分野の発展に貢献し、日系企業にとって新たなビジネスチャンスになるのではないかと考えられています。



ベトナムの農業地域として認知されているのが、南部のメコンデルタ省、ラムドン省、北部のビンフック省です。メコンデルタ省は南国地帯であり、おいしい南国フルーツが収穫できることで有名ですが、日本とは気候も収穫物も異なります。ラムドン省は高原地帯であり、野菜や花などの収穫ができます。気候は日本と似ており、農業分野においては日本から一番注目されているエリアだといっても過言ではありません。

日本人が野菜を栽培してベトナム国内へ卸している、日本人がイチゴのテスト栽培を行っている、日本人がラムドン省ダラット市で農業用の土地を探しているなどホーチミンにいる私にもそのような話が入ってきます。しかし、ラムドン省で収穫した野菜などを日本へ輸出するまでの品質にはなっておらず、内需がほとんどで輸出してもアセアン諸国向けだといわれています。

2014 年 3 月には茨城県が、2015 年 3 月には和歌山県が農業農村開発省との間で覚書を締結し、今年 3 月には秋田県が北部のビンフック省と

覚書を締結するなど、日本国内からも注目を集めはじめています。さらには今年3月に三菱UFJ銀行、JETRO、JICAが協力し南部ラムドン省で「農業ワークショップ・ビジネス交流会」も開催され、多くのベトナム企業と日系企業のビジネスマッチ

ングや交流も行われました。現在は約10社の日系企業がラムドン省で農業関連事業を行っているようですが、今後ますます注目され、増えていくのではないかと思います。

有名観光地から地方の穴場スポットへ広がる訪日観光客

広島上海事務所長 西尾 麻里

2015年5月7日(木)～10日(日)にかけて、WTF2015 上海世界旅行博覧会（WORLD TRAVEL FAIR 2015）が上海展覽中心にて開催されました。筆者は「瀬戸内海／山陰・山陽ブース」の出展サポートとして参加し、その様子を視察する機会を得ることができました。当博覧会は、50を超える国と地域が参加し、観光の魅力をPRします。また、各旅行会社が様々な商品を特別価格で提供するため、毎年多くの一般来場者で賑わっています。当博覧会については、昨年もハッピーメール14年6月号で、中国人に対する査証（ビザ）発給件数が2014年の年明けから過去最高の発給数を記録しているというデータを紹介しました。

あれから1年経った現在は、訪日中国人旅行客がさらに増加し、2月の旧正月期間には“爆買い”という言葉が生まれたことは、皆様もよくご存知かと思います。在上海日本国総領事館が発表したところによると、2014年に上海の日本国総領事館で発給されたビザの数は、前年比2倍以上の87万4000件で、過去最高を更新しました。円安の継続に加え、昨年10月に発表された免税商品の範囲拡大が旅行客増加を促進したと見られています。今年の現時点でのビザ発給状況は不明ですが、1月に中国人に対するビザ発給要件を緩和することが発表されましたし、旧正月期間の盛り上がりを見ていると、前年の記録を更新することは間違いないと思います。

そしてその効果は、この度のWTF2015でも発揮されました。昨年出展時は知名度が低いためか、ほとんど見向きもされなかった瀬戸内地

域ですが、今年は明確な意思を持ってブースを訪れ、資料を手に旅行計画の相談をする方が多く見受けられました。「広島県のうさぎ島（大久野島）に行きたい」とピンポイントで問い合わせを受けたときは、大変驚いたものです。“家族旅行に適している”とネットで見た、というそのご家族の話を聞いていて、インターネットで様々な情報が手に入る現状では、日本人よりも日本の地域に詳しい中国人が増えていることを痛感しました。

在上海日本国総領事館が発給するビザは、個人観光用が団体観光用を上回る勢いで伸びています。これまで、ガイドブックでトップページに登場する著名な観光地を回るばかりだった訪日旅行の訪問先が分散化され、地方の穴場スポットにも広がっているのです。すでに有名な観光地ではホテルなどがパンク状態で、受け入れ側の整備も問題になっています。そこで、今後は様々な地方の穴場スポットが観光客の受け入れ態勢を整えていけば、より一層ビジネスチャンスを広げることができるでしょう。



WTF2015 特別価格商品の販売で盛り上がる旅行会社のブース

平成25年10月に、三浦法律事務所・中国法アドバイザーとしてご講演いただいた葛虹先生の「中国法律セミナー」を元に、平成26年3月の会社法改正に伴った情報をハッピーメール用に加筆いただき、4回に分けてシリーズで紹介させていただきました。今回が最終回となります。

中国ビジネスの法的留意点——営業許可証と企業信用情報公示システム——

1. 営業許可証
2. 企業信用情報公示システム
 - (1)「全国企業信用情報公示システム」に収集された企業情報
 - (2)「全国企業信用情報公示システム」の利用方法
 - (3)「全国企業信用情報公示システム」の利用における注意点

今月号での掲載 左記目次のうち、
2. 企業信用情報公示システム
 (2)、(3)
 となりますので、保存してご覧ください。

【中国ビジネスの法的留意点】——営業許可証と企業信用情報公示システム——

＜三浦法律事務所 中国法アドバイザー 葛虹先生（中国弁護士試験合格・法学博士）＞

2. 「全国企業信用情報公示システム」

(2) 「全国企業信用情報公示システム」の利用方法

まず、その公式サイトアドレスにアクセスすると、以下のような画面が出てきます。



次は、画面の右の部分の登記地域を選びます。例えば、北京の会社の場合は、北京をクリックすると、以下のような画面が出てきます。



そして、取引相手の会社名称又は登記番号及びシステム自動生成の認証番号を入力すると、以下の画面が出てきます。ここで、前記の企業情報を一覧することができます。



(3) 「全国企業信用情報公示システム」の利用における注意点

(ア) 稼働状態の確認

従来の営業許可証の副本に押された年次検査合格の官印は、相手会社が正常通り営業していることを必ずしも証明できないものですが、相手会社の直近1年の稼働状況を知るための一つの重要な手かりでした。新営業許可証には、従来の営業許可証副本のような「年次検査状況」欄が無くなりました。その代わりに、「全国企業信用情報公示システム」の「経営状態」の項目で相手会社が正常に稼働しているかどうかを確認することができます。

もし会社が年次報告書を提出しない場合又は登記された住所・事業所に実際に連絡を取れないような場合、「全国企業信用情報公示システム」は、当該会社について「経営状態異常」と表示します。当該会社が正常に稼働していない可能性が高いので、注意する必要があります。

(イ) 出資情報の信ぴょう性

現在、相手会社の規模及び資本の充足性を知るために、「全国企業信用情報公示システム」を通じて、相手会社の出資者及び出資方法、払込済み金額などの情報を入手できます。出資情報に関しては、今回の会社法改正の前、法定登記事項として扱われ、会社事務所による資本検証手続きを経る必要でした。しかし、今回の会社法改正後、会計事務所による資本検証手続きが不要となりました。「全国企業信用情報公示システム」に公示された「実際払込済資本金」情報又は年次報告書に記載された出資情報はあくまでも自己申告によるものです。このように、払込済み資本金の金額に対する信ぴょう性は従来よりも低いものと判断せざるをえません。この点について注意する必要があります。

ハッピーからのお知らせ

第1回「中国ビジネスセミナー」のご案内

～ 中国ビジネス戦略 パラダイム・シフト ～

公益財団法人ひろしま産業振興機構では、県内企業の皆様の「中国ビジネスで課題を抱えている」「中国進出に向けて中国ビジネスを学びたい」などの悩みやご要望にお応えするため、中国ビジネスセミナーを年4回開催します。今年度は、「中国ビジネス戦略 パラダイム・シフト」をテーマとし、県内企業の具体的な取組事例についてもご紹介させていただきます。

また、あわせて個別相談会をご用意しておりますので、皆様の解決したい課題、相談したい悩みなど、お気軽にご相談いただければ幸いです。

**参加
無料**

【講演会】

平成27年7月2日(木) 13:30～16:00

①「中国ビジネスで学んだ事」

講師：ミヨシ電子(株) 代表取締役副社長 松川 隆行 氏

②「習近平政権の実態と中国人観光客の爆買い現象」

講師：(株)チャイナワーク 代表取締役社長 孫 光 氏

【会場】

広島県民文化センター 5階

サテライトキャンパスひろしま

(広島市中区大手町1丁目5-3)

【個別相談会】

平成27年7月2日(木) 16:00～17:00

(株)チャイナワーク 代表取締役社長 孫 光 氏が、
中国ビジネスに関する相談にお応えします。



セミナーの詳細やお申込み、第2回以降の日程及び内容につきましては、同封の案内チラシをご確認ください！

平成27年度「国際取引実務研修」開催案内

主催：公益財団法人ひろしま産業振興機構・福山商工会議所

貿易業務初任者や担当者の方、これから貿易実務を習得される方を対象に、貿易実務の基礎体系を理解するとともに、輸出入における重要なルールや貿易書類の読み方など貿易取引に必須の知識を習得し、習得した知識をベースに各種貿易書類の作成演習や三国間取引（基本）の理解を通し、より実践的で広範囲な実力を養う研修を開催します。奮ってご参加ください。

● 研修内容

① 入門編

② 基礎知識編

※①入門編と②基礎知識編のセット受講です。研修内容は、同封のチラシをご覧ください。

● 開催日時・場所

※両会場とも2日間計12時間

会場	日 時	場 所
広島会場 (定員 40 名)	9 月 9 日 (水) 9:30～16:30 10 月 14 日 (水) 9:30～16:30	広島県情報プラザ2階「第1研修室」 (広島市中区千田町3-7-47)
福山会場 (定員 40 名)	9 月 10 日 (木) 9:30～16:30 10 月 15 日 (木) 9:30～16:30	福山商工会議所 9階「会議室」 (福山市西町2-10-1)

● 講 師

国際法務株式会社 代表 中矢 一虎氏

● 詳細・申込方法等につきましては、同封の案内チラシ・ウェブサイトをご覧ください。

www.hiwave.or.jp/purpose1/international/